

【令和6年度 市・県民税非課税措置】

区 分	所 得 割		均等割
	退職所得	左以外	
① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者	非課税	非課税	非課税
② 障害者・未成年・寡婦・ひとり親で、 前年の合計所得金額等が <b>135万円以下</b> の者	課税	非課税	非課税
③ 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額等が次による金額以下の者 38万円+28万円×(控除配偶者+扶養人数) +16.8万円(本人のみの場合は38万円のみ)	/	/	非課税
扶養 0人 38万円			
扶養 1人 82.8万円			
扶養 2人 110.8万円			
扶養 3人 138.8万円			
扶養 4人 166.8万円			
④ 所得割を課すべき者のうち、前年の総所得金額等が次による金額以下の者 45万円+35万円×(控除配偶者+扶養人数) +32万円(本人のみの場合は45万円のみ)	課税	非課税	課税
扶養 0人 45万円			
扶養 1人 112万円			
扶養 2人 147万円			
扶養 3人 182万円			
扶養 4人 217万円			

②と③について

- \* 純損失・雑損失の繰越控除前の所得で判定
- \* 分離譲渡所得については、特別控除前の所得で判定  
(源泉分離課税となっている退職所得は除く。)
- \* 未成年者:平成18年1月3日以後生まれの者

③について

- \* 鯖江市は生活保護の3級地なので上記の金額(福井市以外の県内市町)
- \* 2級地(県内では福井市)は、41.5万円+31.5万円×人数+18.9万円(本人のみは41.5万円)
- \* 1級地(県内なし)は、45万円+35万円×人数+21万円(本人のみは45万円)

④について → 分離課税に係る所得割を除く。

- \* 純損失・雑損失の繰越控除後の所得で判定
- \* 分離譲渡所得については、特別控除前の所得で判定  
(源泉分離課税となっている退職所得は除く。)

所得割の調整措置

- 減税額 次の1と2の合計額。ただし、住民税所得割額を限度とする  
所得割の非課税基準を下回ることはないよう税額を減ずる。  
算出計算:非課税基準額-(総所得金額等-算出税額)=調整額